

行政評価に関する意見書 (案)

平成24年度

平成24年12月

佐倉市行政評価懇話会

目次

I. はじめに	1
II. 行政評価懇話会 活動状況	2
III. 行政評価に関する意見	3
1. 施策評価に関する全体的な意見	3
2. 福祉部・健康子ども部の施策に関する意見	6
(1) 地域福祉活動が盛んなまちにします	7
(2) 安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします	11
(3) 子どもが安全に暮らせるまちにします	14
(4) 地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします	16
(5) 高齢者が安心して暮らせるまちにします	18
(6) 高齢者が生きがいを感じられるまちにします	22
(7) 安心して介護サービスを受けることができるまちにします	25

I. はじめに

佐倉市の行政評価については、平成19年度に設置された行政活動成果評価懇話会において第3次佐倉市総合計画後期基本計画（平成18年度～23年度）の実施状況や、第4次総合計画における評価のありかたなどについての研究・調査が行われ、昨年度までに、施策及び事業の成果を高めるための取り組みのあり方に関する意見書が、5回にわたり提出されております。

佐倉市行政評価懇話会は、これまでの行政活動成果評価懇話会の活動を引き継ぐかたちで、本年7月に設置されました。今年度は、これまで行った評価活動との連続性に配慮し、第4次佐倉市総合計画前期基本計画における福祉部、健康子ども部の基本施策及び事業の評価について重点的に議論を行うこととし、その結果をこの意見書にまとめました。

本意見書では、各委員が専門家として研究している事案や、他市町村の例等を参考に、第三者としての視点、また市民としての視点から、担当部局が実施した評価の客観性を高め、佐倉市の行う行政サービスの価値を高めるために役立つと思われる事項を提案しております。

担当部局におかれましては、施策及び事業の立案や業務の見直しにあたり、当懇話会の提案を参考にして、積極的に改善に向けて取り組まれることを期待いたします。

なお、本意見書の作成にあたり、多くの職員の皆さまのご協力をいただきましたことに感謝を申し上げます。

佐倉市行政評価懇話会
委員長 武藤 博己
副委員長 目等 洋二
委員 浅田 孝
委員 宇田川 光三
委員 神 陽子
委員 高橋 正昭
委員 吉村 真理子

Ⅱ. 行政評価懇話会 活動状況

佐倉市行政評価について (平成24年度第1回会議・・・7月9日)
佐倉市行政評価の概要について説明を受けました。
佐倉市行政評価について (平成24年度第2回会議・・・8月6日)
施策評価の概要説明と今後の進め方について意見交換を行いました。
施策評価について (平成24年度第3回会議・・・8月20日)
平成24年度の施策評価と福祉部・健康子ども部との意見交換にあたっての意見交換を行いました。
施策評価について (平成24年度第4回会議・・・9月24日)
健康子ども部所管の施策評価に関する意見交換を行いました。 福祉部との意見交換にあたっての意見交換を行いました。
施策評価について (平成24年度第5回会議・・・10月9日)
福祉部所管の施策評価に関する意見交換を行いました。
事業評価・施策評価について (平成24年度第6回会議・・・10月22日)
福祉部、健康子ども部との意見交換内容の意見を整理しました。
施策評価について (平成24年度第7回会議・・・11月12日)
意見書作成にあたっての意見交換を行いました。
施策評価について (平成24年度第8回会議・・・12月17日)
意見書作成にあたっての意見交換を行いました。

Ⅲ. 行政評価に関する意見

1. 施策評価に関する全体的な意見

(1) 今後の方向性・期待すること

○施策評価の効果と課題

・効果

施策評価は、佐倉市総合計画に沿って、各事業が施策の達成にどの程度貢献できているか、総合的な視点での検討ができます。評価結果は、限られた財源の中で戦略をもって事業の選択と集中を行うための判断基準の一つとなる重要なものです。

また、各事業が適切に実施されているかを判断する場合、ともすれば個々の業務のみを見た検討に留まりがちですが、施策目標を中心に様々な事業を検討していくことにより、佐倉市として長期的な視点で最適な方向性を見出すことができます。そのため、施策評価では各部局間の横断的な議論が重要となります。企画政策課は、縦割りになりがちな組織に横串を通す役割をしっかりと担うべきです。なお、その際は必要な権限を備えて、効力を発揮できるように取り組むべきです。

・課題

施策評価は、所属や事業の単位を超える視点で行われ、事業間の横断的な連携や、施策体系の見直し、組織改編や定員管理などと結びつくものです。しかし、施策の担当課が複数にわたり、見直しの中心となる担当課が判然としないことから、改善が進まない場合もあります。この問題を解消するため、施策の中心的役割を担う担当課を幹事課として指定していますが、幹事課がその役割を認識し、十分に機能を果たしているかチェックを行い、施策評価の目的が達成されるように努めてください。

横断的な連携が図れるように、特に重要な施策については、プロジェクトチームを設置するなどの方法も考えられます。

○行政評価を行うにあたって

・作成資料

行政評価書については、その作成作業に相当の時間と労力がかかっています。行政評価書の内容は、施策や事業の課題点、今後の方向性、実施計画、予算、決算を一連の流れでみることができ、実施計画の策定や予算要求などの既存の事務事業に活用が可能ですので、労力に見合った活用に努めてください。

今年度から行政評価の作業を支援する新しいコンピューターシステムが導入されていますので、活用に努めてください。他市の状況についての比較検討が全体的に不足しているように見受けられます。類似団体や近隣他市等の取り組み状況を把握することで、客観性を持たせることも重要です。比較することで、佐倉市の特徴や魅力を市民に説明することができ、成果目標値の設定根拠にもなります。資料の中に記載欄がありますので、積極的に他市比較などの記述を加えることを心がけてください。

また施策評価の指標については、対応する施策や個別事業名がわかるように、指標の解説などの欄に記載があると判り易くなると思います。

・懇話会と担当部局との意見交換

施策の担当部局は、当懇話会との意見交換を、施策についての理解を深める場として活用してください。意見交換を有意義なものとするため、他市町村と比較した資料や基本的な数値などの資料を含めたレジメを作成してください。また企画政策課による事前ヒアリングの実施や、担当部局から議論のテーマを提案するなど、議論が深まるように努めてください。

担当部局単位ではなく、施策単位で事業を見たとき、単独の部課では解決できない課題も出てきます。その際には、複数の部課による議論を期待します。

担当部局だけではどうしても事業単位、また所属の範囲での思考に留まりがちとなりますが、施策目的の達成のためには、思考範囲を広げることが必要です。懇話会との意見交換の場を、事業のそもそもの目的に立ち返る機会とし、他部局との連携・協力など効果的な実施方法を組織横断的に議論する場として活用してください。

○懇話会の活用

佐倉市の行政評価の中で、課題点や今後の方向性を検討するにあたり、担当部局では見直しに踏み込めない事情がある場合は、異なった視点から改善の糸口を見出す機会として当懇話会を活用していただきたいと考えます。

また、当懇話会の意見を参考に、次年度に向けての各事業の最終的な方針を決定し、その結果を懇話会に報告してください。

○指標のあり方について

各施策の目的を達成するためには、行政の取り組みだけでは難しい場合もあり、佐倉市民みんなでめざす目標を表す指標は、市民にとって分かりやすいものであるべきです。目標が明確であれば、市民が協力しやすいという大きな利点が生まれてきます。

施策や事業によっては、効果がわかりやすく、やりがいを得られる指標を設定することが効果を発揮する要因となる場合もあります。市民一人ひとりが協力することで達成できる目標を設定し、それを積極的に周知することも必要です。また前述したとおり、比較対象となる類似団体や近隣市などの数値を、佐倉市の現状と比較し、達成目標値を定めることも、市民の理解、協力を得る一助となります。5年後の目標を定める意味をよく考えて設定してください。

また、指標は、現状や課題を踏まえた上で、政策的な意思、施策の方向性を定めることで、はじめて具体的に設定できます。

福祉部、健康こども部に関する指標は、概ね福祉サービスを受ける人に関する指標・成果となっていますが、設定する指標は、市民全体の満足度の向上を主たる目的とするのか、福祉サービスを受ける人に視点をおいた目的とするのかによっても変わってきます。現状分析・背景についての説明はもとより、明確な目的を踏まえた指標、目標値であることを分かりやすく解説していくことにより、市民の理解がより得られやすくなります。

2. 福祉部・健康子ども部の施策に関する意見

平成22年度から平成23年度までの行政活動成果評価懇話会（以下「旧懇話会」という。）では、施策の進捗状況や評価について、担当部局との意見交換を行っています。行政評価懇話会では、旧懇話会において意見交換を行っていない分野について意見交換会を実施し、旧懇話会からの継続性を持って、市の全分野に各施策が順調に進展するための意見を提言していく方法が、最も適切な進め方であると考えました。

その考え方にに基づき、平成22年度に教育委員会、平成23年度に都市部・土木部との意見交換が行われていることをふまえ、平成24年度は、福祉部・健康子ども部との意見交換を行い、当懇話会としての意見を基本施策単位でとりまとめました。基本施策を単位としたのは、総合計画を推進するにあたり、子どもや高齢者に関する施策は現状において最も重要な課題のひとつであり、複数の関係課と連携しつつ検討していくことが特に必要とされる分野であると考えたためです。

今回の意見の中には、様々な要因や状況から、対応が困難なものもありますが、当懇話会との対話をよい形で継続し、効果の高い施策事業を行っていくために、対応できない理由などを当懇話会あてにフィードバックしていただくことが大切と考えています。

(1) 基本施策1「地域福祉活動が盛んなまちにします」について

ア. 施策の概要

章	第1章 思いやりと希望にみちたまちづくり～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実
基本施策	1 地域福祉活動が盛んなまちにします
施策	1 わかりやすい相談窓口と情報の発信に努めます 2 だれもが地域で福祉に関心を持ち、ともに支え合うまちづくりに努めます
基本的な方針	だれもが住み慣れた場所で、自分らしい生活を維持していくことができるよう、地域支援団体などによる地域の福祉活動が充実するよう、各種の支援を実施します。 また、各種福祉サービスに対する住民ニーズは、多種多様化していることから、各種福祉サービスに関する相談窓口の一元化に努めるとともに、行政、地域住民、地域支援団体などが協力・連携する中で、地域の様々な課題解決に向けたさらなる連携体制の強化を推進します。
事業数・方向性	継続（現状維持） 9事業 その他 1事業（平成23年度で終了）

イ. 今後の方向性・期待すること

○施策全体の視点からの意見

・相談窓口の一元化、連携体制の強化

高齢化社会となり、ひとり暮らしの高齢者や、身近に相談のできる人がいない高齢者の増加等に伴い、地域社会における福祉ニーズは高まっており、あわせて相談・支援内容が複雑・多様化している状況です。

そのようなことから「基本的方針」にあるとおり、福祉サービスに関する相談窓口の一元化に努めるとともに、行政、地域住民、地域支援団体などが協力・連携する中で、地域の様々な課題の解決に向けて連携体制の更なる強化を推進していくことが重要だと考えます。

「わかりやすい相談窓口と情報の発信に努めます」という施策において、総合的な福祉支援体制づくりを進めるべきと考えます。組織的な相談体制づくりが必要であり、そのためには、現在複数部局が個別に行っている相談事業などを見直し、福祉を総合的に考えるべきと考えます。また「地域福祉活動を盛んにします」という施策に対し、実現手段である事業数が不足しているように感じます。各種の相談事業をこの施策に集約することで、相談体制全体を見渡せ

るようにすることも検討してください。

・民生委員・児童委員への支援

高齢者の身近な相談相手として、地域で積極的に活動している民生委員・児童委員の存在は大変重要であると考えます。民生委員・児童委員はボランティアで活動しており、多くの委員がその活動に社会的意義を見出している一方で、地域によっては欠員が出ている状況があります。

民生委員・児童委員は、町内会等から推薦を受けていますが、町内会等の代表者は1年で交代するケースが多く、町内会等からのサポートが十分といえない事例もあるようです。また民生委員・児童委員の仕事は、自主的に実施する一般のボランティアのように「できるときにできることをする」だけでは済まされず、内容、時間、場所なども選べず、何かあればその責任を問われるなど、厳しい環境におかれています。行政と連絡を密にとることができる体制を強化することはもちろん、研修会などを通じて、民生委員同士や他の福祉団体との連携が図れる環境を作っていく必要があります。

・参加しやすい仕組みづくり～専門家から市民で支える福祉へ～

福祉分野への市民の参加については、これまでは福祉に理解がある意欲の高い人だけに頼っていたところがありましたが、もっと身近で、もう少し気楽にボランティア活動に参加できる仕組みが必要と考えます。健康な高齢者や、普段は会社勤めの人などが週末などに気軽に参加できるようにするなど、参加方法の選択肢を増やすことが必要です。例えば、(仮称)地域支援員などの、佐倉市独自の仕組みを研究してみてもどうでしょうか。震災以降、町内会や自治会、地区社協などの活躍により、地域の力は見直されています。佐倉市においても地域防犯活動、自主防災組織などの例にみられるように、地域の方々による共助の力は非常に重要です。

福祉分野だけでなく、第3章の基本施策2 生涯学習が盛んなまちづくり、基本施策4 家庭・地域とともに青少年を育むまちづくり、第6章 基本施策2 ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちづくりなどの施策と連携させ、市民と協力しながら取り組んで欲しいと考えます。行政が行うこと、団体、NPOが行うこと、地域住民が担うこと、それぞれの役割を十分に理解した上で、お互いが長所を生かし、短所を補うことができるような調整役として、行政の役割は、ますます重要になっています。

地域活動が盛んなまちになるように、他市町村の事例も参考にしながら、地区ごとの状況を理解した上で、その力を十分に発揮してもらうための環境を整備するなど、積極的に地域の力を活用していただきたいと思います。

○事業についての個別論点

◆窓口設置事業について

担当部局では「福祉サービスに関する窓口の一元化、ワンストップサービスの総合窓口設置や地域の総合相談窓口として地域福祉のコーディネート機能を持つ（仮称）地域福祉コーディネーターの設置については、各課の連携が必要」と分析していますが、設置にあたっては、解決すべき様々な課題があると思います。

地域福祉計画では、地域福祉コーディネーターについて「何らかの支えを必要とする方に対し、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの福祉活動を調整することで生活支援や問題の解決に努め、それでも解決できない場合は専門機関などにつなぐ調整役」と記載されています。新しい組織を作っていくのか、既存の団体や人材を生かしていくのか、その具体的な位置づけや活動範囲、既存相談体制との役割分担などについて、他市町村の事例などを参考に、再度確認をする必要があります。また、人員体制や経費の面で、実現が可能か、また実現のために何が必要かなどを整理する必要もあります。

◆地域福祉推進団体助成事業

社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会が担っている事業や役割の多くは収益を出すことが難しいものです。それらの事業や役割の重要性や成果について、行政評価の資料を用いながら、わかりやすく説明することが、この事業の効果と経費について市民に理解を得ることにつながります。「今後の課題点」で担当課が記載しているとおり、経営の効率化と自主財源の確保とあわせて、市民への説明、積極的な広報活動が重要です。必要以上に経費の削減を求められることがないように、今後も、説得力のある資料を用いて、市民の理解を得られるように努めてください。

○指標について

「地域福祉活動が盛んと感じる市民の割合」、「地域福祉に関心のある市民の割合」を高めることを成果指標と設定していますが、測定が難しい指標です。測定方法は市民意識調査となりますが、その設問としては「地域福祉活動が盛んだと感じますか」となり、市民にとって判断しづらい設問となります。地域活動の状況を示す指標を複数設定することで、成果を測る方法も考えられます。例えば、福祉サービスと相談体制に満足している市民の割合、地域で福祉に関する活動に参加したことのある市民の割合、町内会等やNPOなど地域の福祉団体が積極的に事業に取り組んでいると感じる市民の割合、市内の施設の

バリアフリーが進んでいると思う市民の割合など、具体的な指標の設定を検討してください。また施策を実現する事業についても見直しを行い、これからの少子高齢化社会の進展の中で求められる内容となるよう整えていく必要があります。

(2) 基本施策4 安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします

ア. 施策の概要

章	第1章 思いやりと希望にみちたまちづくり～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実
基本施策	4 安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします
施策	1 保育サービスの拡充を図ります 2 放課後児童健全育成（学童保育）の充実を図ります 3 子育てに係る経済的負担の軽減に努めます 4 ひとり親家庭などの生活の安定と自立を図ります
基本的な方針	<p>待機児童ゼロの推進など保育サービスの量的な充足を目指すとともに、保護者の就労形態の多様化に対応し、利用者の立場に立った保育サービスの拡充を進めます。</p> <p>また、学童保育のサービス内容などについて、より市民ニーズを踏まえ見直しを進めるとともに、整備がなされていない小学校区の解消、入所児童の過密の解消、すべての学童保育所（児童クラブ）における小学校6年生までの受け入れなどについて、検討します。</p> <p>子どもの保健対策を充実するとともに子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが病気や怪我などにより受診した場合の医療費を助成します。また、子どもの養育支援に係る手当を支給するなどして、安心して子育てができる環境を整備します。</p> <p>ひとり親家庭などへの支援体制については、ひとり親家庭自立支援員の配置、児童扶養手当の支給、医療費の助成、自立支援教育訓練給付金の支給などにより、生活の安定と自立支援の充実を図ります。</p>
事業数・方向性	<p>拡大（重点化） 8事業</p> <p>継続（現状維持） 10事業</p> <p>事業目的・手段の見直し 1事業</p>

イ. 今後の方向性・期待すること

○施策全体の視点からの意見

・保育サービスの多様化

今後の保育園の在り方については、「佐倉市立保育園等の在り方に関する基本方針」に基づく施策を実行する中で、時期を定めて成果やコストなど、多方

面から評価をしていく必要があると考えます。

就労形態の多様化などから、現在では、週5日・フルタイム以外の勤務形態の人も多く、保育ニーズも年々多様化しています。また、0歳から2歳までの待機児童が増加している状況もあります。誰でも安心して子どもを預けられるように、通常保育や一時保育以外にも様々なニーズに対応できる保育サービスを提供する必要があります。

市の現状と課題の分析において、「保育ニーズの多様化に対応する保育サービスが求められている」とありますが、認可保育園は多様なニーズに対応する手段の一つにすぎません。保育園以外の選択肢が豊富になることで、待機児童の問題や財政面での解決につながる事が考えられます。どのようなニーズがあるのかを調査し、それに対応する保育サービスを検討してください。

・民設民営に関する説明について

佐倉市の公立保育園では正職員の割合が低く、非常勤補佐員の割合が高い状況があります。反対に民間保育園は正職員の割合が多くなっています。市では市民に改革の意図を周知するために、民間保育園と公立保育園の現状、対応方法等に関する資料を提示しています。しかし、多くの市民に十分理解されているとはいえないのが現状だと思います。今後、保護者等への説明に際しては、分かりやすい資料の提供等により、市の考え方を理解してもらう工夫を期待します。例えば、保育園の総事業費、児童1人あたりに係る総経費、そのうちの国、県、市それぞれの負担額、保護者等の負担額を一覧にする資料の提供などが考えられます。

保育事業に民間の参入を促す場合には、保育の質の低下がないよう市が監督権限を行使し、保育事業全体に責任をもって実施してください。

・教育委員会との連携について

子育て支援の担当課と教育委員会がよりいっそう連携を図ることが重要です。佐倉市を子育て世代に「選ばれるまち」にするためにはどのような取り組みができるか、こどもを育てる理想の環境づくりについて組織を超えて検討することで、総合計画の一層の推進が図れるものと考えます。また、連携にとどまらず、組織を一元化するなど抜本的な見直しも検討の余地があると思われます。柔軟な対応を期待します。

○事業についての個別論点

◆ひとり親家庭等自立支援事業

就労に結び付く可能性の高い資格取得の支援を行っていますが、保育士・看護師等の資格を取得した人の就労先に、市の事業で当該資格を活用できる家庭保育員制度（保育ママ）を勧めることも考えられます。

◆学童保育所管理運営事業・学童保育所施設整備事業

学童保育所の設置場所は、児童の安全面を考えると各学校施設の活用が望ましいと考えますが、学校側に負担感があることも理解します。責任分担を整理することで、学校との連携が、より一層図れるものと考えます。

◆病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は「安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちづくり」という施策への貢献度が高い事業です。平成24年度に市内で2施設開設される見込みとのことであり、整備が進んだことを評価します。

○指標について

「市内にある公立・民間保育園の待機児童数ゼロの推進」など、平成26年度に待機児童0を目指すという目標値は大変分かりやすいと評価します。また、佐倉市次世代育成支援行動計画においても、具体的に主要事業を示すなど、施策と事業の関係が整理されていることは評価できます。

これらの取り組みや行動計画を着実に推進するとともに、その成果を具体的にわかりやすく公表していくことを期待します。

(3) 基本施策5 子どもが安全に暮らせるまちにします

ア. 施策の概要

章	第1章 思いやりと希望にみちたまちづくり～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実
基本施策	子どもが安全に暮らせるまちにします
施策	1 児童虐待防止対策を進めます
基本的な方針	家庭や関係機関からの相談・虐待通告に応じた必要な調査・指導を行うとともに、住民に身近な様々な機関のサービスやネットワークを活用し、児童虐待防止、早期発見、早期対応、支援まできめ細かな対応を行えるよう努めます。また、市民への普及啓発活動や研修機会の確保などにより、虐待防止の理解をさらに深め、虐待の未然防止や早期発見に努めます。
事業数・方向性	拡大（重点化） 1事業 維持 1事業

イ. 今後の方向性・期待すること

○施策全体の視点からの意見

・関係部局との横断的な取り組み

母子保健の担当課や子育て支援課、また教育委員会など、子どもにかかわる関係課で連携して取り組み、児童虐待の未然防止に努めるという施策は非常に重要と考えます。

具体的取り組みでは、特に乳児がいる家庭への全戸訪問事業は高く評価できます。訪問機会を生かして実態を把握するとともに、本当に支援が必要な家庭に対して、情報やサービスが行き届くようなきめ細やかな活動を期待します。

・地域住民による見守り

住民による見守りや、通報の促進なども児童虐待対策の重要な方策です。子育て子育て環境は、市民みんなで作るものです。地域で子どもたちを育てていこうという意識を高めることが大切です。一人ひとりのあたたかい対応、見守り、気がついた人からの通報を促す取り組みを推進してください。

・関係機関との連携強化、役割分担

制度上、児童虐待の通告や相談の窓口は市となっており、県が所管する児童相談所などとの連携が重要となっています。役割分担が不明確な状況は、対応が遅れる要因のひとつとなりますので、県で対応する部分、市で対応する部分を確認し、現状の支援体制で足りないものがあれば改善する必要があります。

○事業についての個別論点

◆家庭児童支援事業

「佐倉市児童虐待防止ネットワーク」による関係機関の連携により取り組んでいるとのことですが、その取り組みを知っている市民はまだ少数だと思われます。セーフティネットの存在を周知することが、市民の安心感を高めることにつながりますので、積極的に広報活動を行ってください。また効果が認められた事例を次に生かせるようにしていくべきです。今後は、虐待問題に対応できる職員の育成も重要となります。

(4) 基本施策6 地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします

ア. 施策の概要

章	第1章 思いやりと希望にみちたまちづくり～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実
基本施策	地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします
施策	1 地域における子育て協力体制を整備します 2 子育て情報の提供と、相談・交流の場づくりを行います
基本的な方針	共働き家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭などを含めたすべての子育て家庭が安心して子育てを行うには、地域における子育ての協力が不可欠です。子育てにかかわる市民活動などの奨励や、育児に係る相談、情報提供、交流の場づくりを通して、地域における子育て協力体制づくりを推進し、子育てに関する悩みや不安の軽減に努めるとともに、誰もが受け取りやすく、わかりやすい情報の提供に努めます。
事業数・方向性	拡大（重点化） 2事業 継続（現状維持） 4事業 縮小（効率化） 2事業

イ. 今後の方向性・期待すること

○施策全体の視点からの意見

・必要な人に届く支援を

支援を必要とする人が、自ら利用を申し出てこない場合も多いと思われます。市から働きかけて、乳幼児や親との接点を増やすことが大切です。アウトリーチ*が重要となる分野であり、必要なサービスが潜在的な対象者に届くようにするための取り組みが必要です。例えば、基本施策3の「健やかな親子づくりに取り組むまちづくり」の乳幼児健診事業を活用し、接点を増やす機会とするべきと考えます。その受診率の向上に努め、当該健診を活用し、現状の把握や情報提供の機会とすることができると考えます。

*「アウトリーチ」 手を伸ばす、手を差し伸べるといった意味。さまざまな場合に用いられるが、福祉分野では、福祉サービスの実施機関側が、潜在的な利用希望者に手を差し伸べ利用を実現させるような取り組みのこと。

・選ばれるまちへ向けた新たな取り組み強化へ

様々なニーズに対応するメニューの豊富さが必要です。前述した病児・病後児保育事業のように、ニーズを見極めた新規の取り組みに期待します。また多様な保育ニーズに対して、市民の力で福祉を支える仕組みを検討する必要もあ

ります。ファミリーサポートセンターは、会員数、相談件数、援助件数が、それぞれ増加しており、着実に効果をあげていますが、これに限らず、地域資源を活用した相互に支え合う仕組みづくりに努めていく必要があります。

・地域との連携

スクールガードボランティアは、毎日子どもたちと挨拶を交わしており、子どもの日々の変化に気が付くことができます。虐待やいじめなどの問題を未然に防ぐために、スクールガードボランティアと、学校、行政が連携を図るなど、地域の力の活用を検討してください。

・育児不安解消に向けて、若い世代への取り組み

市は現状として、育児不安を抱く保護者が増加していると分析しています。少子化や核家族化などにより、乳幼児との接点が不足していることが要因のひとつと推測されます。将来的に互助の仕組みを広げるためにも、若い世代に対して、育児体験や子育てを理解する講座を実施するといった取り組みも有効です。現在、市内中学校で教育委員会が実施している子育て理解講座の活用を図るなど、健康こども部と教育委員会との連携強化を期待します。

○事業についての個別論点

◆ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンター事業は、「地域ぐるみで子育てができるやさしいまちづくり」という施策に大いに貢献する事業だと考えますが、必要とする人に十分に情報が届いているとは言えません。外出が難しい産後や育児の合間に素早く情報を手に入れる手段として、ホームページなどのインターネットによる情報提供は重要です。今後、より一層の充実を図り、見やすく、親しみやすい形での情報発信に努めてください。

(5) 基本施策7 高齢者が安心して暮らせるまちにします

ア. 施策の概要

章	第1章 思いやりと希望にみちたまちづくり～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実	
基本施策	高齢者が安心して暮らせるまちにします	
施策	1 高齢者が生活しやすい環境づくりに努めます 2 安心な老後を支える仕組みづくりに努めます 3 健康でいきいきと生活づくりに努めます	
基本的な方針	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・介護の連携を強化します。また、高齢化の急速な進展に伴う高齢者福祉のニーズ拡大に対応するため、高齢者自身を含むすべての市民が福祉の担い手となって、お互いに支え合うため、福祉活動への市民参加の推進に努めます。	
事業数・方向性	拡大（重点化） 継続（現状維持） 縮小（効率化）	1 事業 15 事業 1 事業

イ. 今後の方向性・期待すること

○施策全体の視点からの意見

・高齢者の新たな位置づけ

少子高齢化が長期的に続くことが見込まれる中で、現状では、その課題に対応できる施策展開になっていないように見受けられます。平成23年度から平成32年度までの10年間で、高齢者（65歳以上）の占める割合が人口比で23%から33%に増加すると見込んでいるのであれば、事業の優先度、手段の見直し、今後の方向性の検討に際して、その課題に対する対策の視点を、施策単位、部局単位で明確にする必要があります。

社会における高齢者の役割や高齢者に対する認識は変化しており、全ての高齢者を受益者として同一に括ることは、実態にそぐわなくなっていると思われる。高齢者は、その豊富な知識や経験、所有資産、また人口全体に占める割合の高さといった諸点から、社会を支える主人公そのものとしての活躍が期待されています。

高齢者のニーズは多様です。生涯現役で働きたい高齢者の方、ボランティア活動などで地域貢献をしたい方もいれば、悠々自適の生活を送りたい方もいます。また健康に恵まれず、地域社会による包括的なケアが必要な方もいます。

これまでに築きあげた資産と所得で豊かな生活を送ることができる高齢者がいる一方で、様々な理由により、極めて限られた所得で、身寄りなく生活を送らなければならない方もいます。行政は、高齢者の多様な生活実態に応じて、限られた予算を市民の理解を得ながらどのように配分するか、健康で生きがいのある生活のための仕組みをどのように設けるかといった点に対する対応が求められています。

単に年齢を要件として提供されてきた保健福祉サービスや現金給付、現物給付などの事業、また国の制度が改正されたものなどについては、内容を見直す必要があります。一方で、高齢者世帯の個別訪問事業等の安否確認など引き続き必要な事業もあります。

・高齢者の実態把握

今後の施策の展開に向けた基礎データとするため、市内に居住する高齢者がどのような状況にあるのか、現状を把握するべきと考えます。また、その結果によっては、高齢者二人世帯への対応なども検討する必要があります。

・「なくてはならない事業」の選択

市のめざす高齢者にやさしいまちは、すべての人にやさしいまちにつながります。そのために、本当に必要なサービスは何か、「あるといい」程度のサービスは何かを検証し、支援が必要な人に必要なサービスが行き届くよう、事業の見直しを行うべきです。財源の面からだけでなく、担当者の事務量の側面からも検討が必要です。「あれもこれも」の選択は、個々の事業の質を落とすことにもつながります。「なくてはならない事業」への絞り込みは、時を待たずに実施されるべきと考えます。

・介護予防事業の強化

介護予防事業については、各種教室、出前講座、としとらん塾などを開催していますが、その取り組みを知らない人が79.1%となっています。介護予防事業を活用してもらいたい人に必要な情報を届けるには、どのような媒体、機会が効果的かを検討してください。

介護保険の非該当者と判定された人は、認定結果を通知する際に、介護保険以外で利用可能な福祉サービスについて周知を図っているとのことです。介護予防の観点からも、きめ細やかな市独自サービスも重要です。佐倉市では市民の健康に関する計画である健康さくら21の第2章「健康寿命の延伸への取り組み」において、行政が取り組むことについて担当課を定めています。複数の担当課で情報を共有し、連携して、効果を高めることを期待します。

○事業についての個別論点

◆認知症高齢者等支援事業・認知症地域支援推進事業

市は「認知症にやさしい佐倉」を目指して、先進的に取り組みを進めています。これらの取り組みを周知し、知ってもらうことが、市民の安心感につながります。他市では、中学生全員を対象に、認知症こどもサポーター養成講座を開催するなど、話題となるような事業を実施する例も見受けられます。今後もより効果的な事業を実施するとともに、積極的に周知を図ってください。

◆敬老祝金贈呈事業

「事業目的や施策への貢献度等を加味して、対象者や贈呈金額等を含めて検討していく必要がある」とし、今後、縮小（効率化）の方向性を選択していることを評価します。他の部局でも評価の機会を生かして、必要な場合はこのような見直しを行うようにしてください。

◆はり・きゅう・マッサージ等施設利用助成事業

高齢者が増加していく状況では、積極的な事業の見直しが必要です。各事業がこれまで実施されてきた目的や理念は大切なものですが、財源には限りがあることから、今後は支出をこれ以上増やさないための総量規制などにより、より必要性の高い事業の他の財源を確保すべきと考えます。はり・きゅう・マッサージ等施設利用助成事業は、今後の方向性を「継続」としてはいますが、配布枚数や対象者の見直しなどにより、「縮小」も選択可能と考えます。

◆包括支援事業

地域包括支援センターの認知度が成果指標としてあげられています。認知度の向上のために、「地域包括支援センター」という名称の見直しを検討してはどうでしょうか。他市では保育センターと高齢者センターをあわせた機関とした上で、愛称をつけている事例もあります。センターの機能を高めるとともに愛称をつけることで、地域に必要とされる認知度の高い存在になることができるはずで

○指標について

市では、生涯を通じて、健康でいきいきと、住み慣れた地域で自立して暮らし続けていくための一助となるよう、福祉サービスの充実に向けた様々な施策に取り組んでいます。市民意識調査によると、高齢者福祉分野における各サービスについて、その内容が充実していると思うという回答は、1.8%であり、まあ充実している 20.6%、あまり充実していない 10.8%、充実していない

9.5%であり、どちらとも言えないが49.7%となっていますので、充実しているとの答えが増えるよう事業内容の充実を図るとともに、その周知を図る必要があります。市民意識調査の設問自体についても再検討が必要かもしれません。

(6) 基本施策8 高齢者が生きがいを感じられるまちにします

ア. 施策の概要

章	第1章 思いやりと希望にみちたまちづくり～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実						
基本施策	高齢者が生きがいを感じられるまちにします						
施策	1 高齢者が楽しく生きがいのある暮らしづくりに努めます						
基本的な方針	老後の生活の安定と社会参加による生きがいの確保、健康の維持のため、高齢者の就労機会や技術習得、学習の場の確保、社会参加の機会の提供に努めます。また、世代間交流事業による敬老意識の向上に努めます。						
事業数・方向性	<table border="0"> <tr> <td>拡大（重点化）</td> <td>3事業</td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td>3事業</td> </tr> <tr> <td>廃止・休止</td> <td>2事業</td> </tr> </table>	拡大（重点化）	3事業	維持	3事業	廃止・休止	2事業
拡大（重点化）	3事業						
維持	3事業						
廃止・休止	2事業						

イ. 今後の方向性・期待すること

○施策全体の視点からの意見

・団塊世代の活躍の場

これからは団塊世代の知識やノウハウを社会全体で活用する時代です。団塊世代の活躍の場を広げる取り組みを、市や地域で企画するべきと考えます。

高齢者がいつまでもいきいきと元気に暮らすために、ボランティアや講師としての活用等、高齢者が知識と経験を活かすことのできるような事業を企画することで、社会活動への参加を促す必要があります。

行政への市民参画については、団塊世代に限らず市民全体が活躍の場を広げていけるよう佐倉市市民協働に関する条例の趣旨に沿って、市民参加、市民協働を推進していく必要があります。

また、高齢者同士が交流できる取り組みも企画するべきです。家に閉じこもりがちな高齢者に、交流の機会を提供することは、健康維持のほか、地域との繋がりを維持するという高齢者の生活支援という点からも重要です。

・教育委員会との関係

生きがいづくりに関する事業として、現在、佐倉中央公民館の市民カレッジ事業、志津公民館のしづ市民大学、千代田地区で新たに始まるコミュニカレッジ事業などの生涯学習事業があります。特にコミュニカレッジ事業では、市民を講師にした学びあいを行うなど、新たな取り組みとして目を引きます。これらの事業は教育委員会社会教育課が担当課となりますが、事業の目的

や効果を同じくする事業については、手段、役割などを整理し、より効果的に財源を投入できるよう今後部局を超えた連携を期待します。

○事業についての個別論点

◆敬老事業運営事業

敬老会の参加率は、指標をみると、近年約30%となっており、およそ70%の方が参加していない状況です。75歳以上が対象者であるため、要介護度の方が多く含まれるといった実態を考えると、やむをえないかもしれませんが、地区によっては、参加率が50%以上の敬老会もあるようです。これらの成功事例を検証し、他地区へ紹介するなど、情報共有を図ることも参加率の向上に効果があると考えます。参加率が低い敬老会は、事業内容がマンネリ化している可能性もありますので、毎年テーマや対象者を絞りこむ（例えば、車いすの方向け、子どもに企画を任せる）など、地域性を十分考慮した上で新しい試みを検討してください。

事業を活性化するためには、敬老事業の担い手である地区社協の横の連携を図る場の設定やコーディネーターの配置も有効であると考えます。

また、この事業では、90歳を対象に祝品を贈呈していますが、自治人権推進課で実施している佐倉市民憲章推進事業でも、類似の取り組みが行われています。対象者や手段が重複しないよう、見直しを行ってください。

◆高齢者クラブ活動支援事業

高齢者の持つ価値観やライフスタイルの多様化に伴い、高齢者クラブへの加入率が低迷しているという課題点が挙げられています。加入が少ない原因として、現在の高齢者が望む活動内容や組織形態になっていない可能性があります。高齢者が望んでいることを把握した上で、生きがいきづくりや社会参加を促進するという目的を達成する手段として適切か再検討してはどうでしょうか。高齢者クラブに関する事業は、他の自治体でも多くの事例が存在するはずですので、十分に研究してください。

◆高齢者就業機会確保事業

就業技術の習得と生きがいきづくりという2つの目的を兼ねた事業となっています。就労・収入確保を本気で求める高齢者にとって、魅力ある事業となっているかどうか改めて見直す必要があると考えます。担当課においても、習得技術の活用場所の確保について、検討を進める必要があると認識されていますので、研究を進めてください。生きがいきづくりに関する事業については、施策全体への意見でも触れましたが、社会教育課との役割分担など、事業の在り方

について検討してください。

○指標について

敬老会に関する指標について、目標値が減少する設定となっています。参加率を向上させることは厳しい状況であるとの現状分析は理解できますが、前向きな目標を設定してはどうでしょうか。予算の問題もありますが、目標とすべき参加率について、再度検討し、設定理由について施策評価書においても十分な説明をお願いします。

(7) 基本施策 1 1 安心して介護サービスを受けることができるまちにします

ア. 施策の概要

章	第1章 思いやりと希望にみちたまちづくり～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実						
基本施策	安心して介護サービスを受けることができるまちにします						
施策	1 介護を必要とする被保険者が、安心して介護サービスを受けられるまちづくりに努めます						
基本的な方針	介護サービス利用者（利用希望者）の増加に対応した介護保険事務の体制整備を図ります。						
事業数・方向性	<table> <tr> <td>拡大（重点化）</td> <td>2事業</td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td>27事業</td> </tr> <tr> <td>完了</td> <td>2事業</td> </tr> </table>	拡大（重点化）	2事業	維持	27事業	完了	2事業
拡大（重点化）	2事業						
維持	27事業						
完了	2事業						

イ. 今後の方向性・期待すること

○施策全体の視点からの意見

・必要としている人を探し出す取り組み

平成 23 年度市民意識調査の、「あなたは介護保険制度を知っていますか」との問いに対する回答は、詳しく知っている 8.5%、ある程度知っている 52.3%に対して、聞いたことはあるが内容はわからない 23.6%、知らない 12.3%となっています。また、「介護保険サービスを受けようとするときに不満を感じることはありますか」との問いに対しては、「介護制度の内容説明が不足している」が 23.5%となっています。

介護保険制度について、更に積極的に周知に努めることが、本当に支援を必要とする人を探し出すことになると思います。

介護保険認定がされていなくても、支援を必要とする人は必ずいます。介護保険認定の有無以外にも、本当に支援を必要とする人を探し出す取り組みも検討するべきと考えます。